

地方独立行政法人大牟田市立病院における売店等の設置・運営者の 公募に関する説明書

1 担当課

〒836-8567 福岡県大牟田市宝坂町2丁目19番地1

地方独立行政法人大牟田市立病院 事務局総務課庶務担当 田中

電話 0944-53-1061 E-mailアドレス somu@ghp.omuta.fukuoka.jp

2 公募の内容

令和5年4月1日からの当病院内における入院患者、外来患者及び職員等（以下「患者等」という。）のための売店、厨房及び自動販売機（以下「売店等」という。）の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募する。

3 契約期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

4 参加資格

参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 法人等を設立して5年以上経過しており、良好な運営実績が3年以上あること。

※ 個人経営でも可。

(2) 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。

(3) 不正及び不誠実な行為がないこと。

(4) 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

5 参加の登録

参加登録を希望する者は、本説明書及び「大牟田市立病院売店等運営仕様書」を熟読の上、「応募申込書」（様式1）及び反社会的勢力排除に関する「誓約書」（様式2）を提出するものとする。参加登録審査を実施し、結果を文書で通知する。

(1) 提出方法 持参又は郵送

(2) 提出先 1に同じ

(3) 提出期限 令和4年9月2日（金）午後5時まで ※郵送の場合は当日必着

6 参加の登録に必要な様式等を交付する場所及び問合せ先

1に同じ。交付期間は令和4年7月20日から令和4年9月2日（金）午後5時までとする。（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）

なお、様式等は当院ホームページからダウンロードして取得することもできる。

7 選定方法と運営者の決定

参加が許可された者はプレゼンテーション前に「企画提案書」（様式任意）及び「見積書」（様式3、要封緘）を提出すること。必要に応じて、提出された「企画提案書」について事務局よりヒアリングを実施することがある。その後、プレゼンテーションを実施する。提出された「見積書」はプレゼンテーション終了後に開封する。提案内容及び見積書を当院選定委員が総合評価方式により採点し、高得点の者を運営者とする。

① 企画提案書及び見積書の提出方法等

- (1) 提出方法 持参又は郵送にて提出
- (2) 提出先 1に同じ
- (3) 提出期限 令和4年9月15日（木）午後5時 ※郵送の場合は必着
- (4) 提出部数 企画提案書は7部、見積書は1通（封筒に入れて緘をした状態で提出）
- (5) 企画提案書の記載事項
 - ・企業概要（業種、事業内容、経営年数、従業員数、資格・免許等）
 - ・運営を担当する支店、営業所等の連絡先、担当部署名
 - ・店舗の運営方法（運営形式、営業日及び営業時間、運営上の工夫、院内売店として特筆点等）
 - ・従業員の配置数、指導及び教育、責任体制
 - ・商品やサービスの構成、価格帯
 - ・運営上の安全管理、食品衛生、事故防止体制
 - ・クレームや要望への対応体制
 - ・廃棄物、回収物の処理体制
 - ・緊急時、災害時の対応、バックアップ体制
 - ・その他、独自の提案や付加的なサービス等
- (6) 見積書の記載事項
 - ・賃料は月額141,745円（税別）を最低金額とし、60ヵ月分の提示額を記載
 - ・自動販売機の販売手数料は売上金に対する乗率を記載

② プレゼンテーションの実施

- (1) 実施日 10月を予定 ※日時、場所は後日通知
- (2) プレゼンテーション方法
 - ・提出した企画提案書を基にスライド等による説明と質疑応答（30分程度）

③ 運営者の選定基準

「地方独立行政法人大牟田市立病院売店等運営業者選定基準」を参照のこと。

8 公募に関する質問

公募説明書及び仕様書等の内容について質問がある場合は、8月18日（木）午後5時までに書面（様式4）によりメールで提出すること。メールを送信する前に1の担当課へ電話連絡の上、標題を「売店等の設置運営者公募についての質問」として、1に記載のメールアドレスに送信すること。回答は、8月29日（月）午後5時までに当院ホームページに掲載する。

9 その他

- (1) 企画提案書やプレゼンテーション資料の作成、提出に係る費用は参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書提出後、当院の判断で追加資料の提出を求めることがある。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 提案されたものがそのまま契約内容となるものではなく、運営者との協議を経て決定する。
- (5) 公募に際し知り得た情報は他に漏らさない。
- (6) 参加者は運営者決定後において、この説明書等の内容について不明点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 契約保証金の納付は免除する。